

動物愛護週間特集号

9.15

2020
(令和2年)

■八王子市保健所 ☎042・645・5113(直通)

■ホームページアドレス <https://www.city.hachioji.tokyo.jp/>
(モバイル版) <https://mobile.city.hachioji.tokyo.jp/>

動物の飼い主は愛情と責任を持って、 動物がその命を終えるまで適切に飼いましょう



ペットを飼っている方へ

動物が好きな人もいれば、苦手な人もいます。飼っているペットが嫌われないように、ペットも飼い主も地域の方も快適に暮らせるように、マナーを守ってペットを飼いましょう。日頃からの近隣とのつながりも大切です。

- 犬を飼っている方へ…2ページ目
- 猫を飼っている方へ…3ページ目

～愛するペットが最期まで幸せに暮らすために～

飼い主はペットの命を預かっています。飼い主の責務として、飼養する動物がその命を終えるまで適切に飼養することが法令及び条例で定められています。最期まで愛情を注ぎ、責任を十分に自覚して飼育しましょう。

どうしても飼育続けることができなくなったときはペットのために新しい家族を飼い主自身で探しましょう。



動物愛護週間とは

「動物の愛護及び管理に関する法律」では9月20日から26日までを動物愛護週間と定めています。

これは広く国民の間に動物の愛護と適正な飼養について関心と理解を深めるよう定められたものです。

この機会に身近にいる動物たちについて、改めて考えてみましょう。

これからペットを飼う方へ

動物を飼うことは楽しいことも多いですが、お世話に休みはなく、覚悟も必要です。

人も動物も最期まで幸せに暮らすために、飼う前に一度、こちら↓の動画を視聴してみたいかがかでしょうか。



東京都ホームページ
「犬を飼うってステキですか？」

動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正

動物の虐待・遺棄は犯罪です。

令和2年6月1日より法律が改正され、罰則が強化されました(改正内容の一部)。

- 愛護動物をみだりに殺し、または傷付けた場合
5年以下の懲役または500万円以下の罰金
- 愛護動物を虐待・遺棄した場合
1年以下の懲役または100万円以下の罰金

改正の詳細はこちら



環境省ホームページ
「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年6月19日法律第39号)」

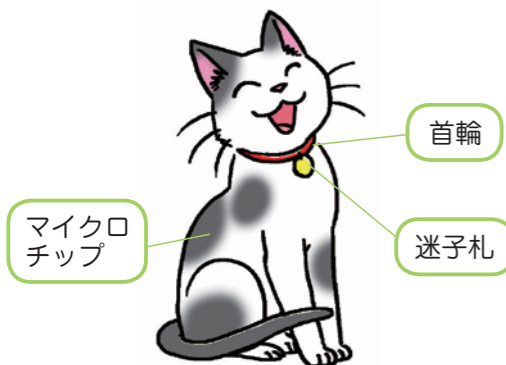
猫を飼っている方へ

～猫は室内で飼いましょう～

飼い猫の安全を守るために、近隣の方とのトラブルにならないために、猫の室内飼育に努めましょう。室内飼育に努めることが猫の飼い主の遵守事項として条例で定められています。また、増えすぎた飼い猫をめぐる近隣トラブルが全国各地で多数発生しています。増やさないのであれば、不妊去勢手術を実施しましょう。

身元表示をしましょう

万が一のときのために室内飼育でも身元表示をしておきましょう。



外には危険がいっぱい！



室内飼育のポイント

高いところ

猫は高いところや立体的な移動を好みます。市販の猫タワーや家具等で上下運動できる場所を作ってあげましょう。

外が見える場所

猫は安全なところから外を眺めたり、動くものを見たりすることが大好きです。外に出たがっているわけはありません。

快適な隠れ場所

高いところや狭いところに快適で安心できる隠れ場所を作りましょう。キャリーバッグを隠れ場所にしておくと、通院時や災害時の避難にも役立ちます。

きれいなトイレ

トイレの数は、猫の数+1個が理想です。猫はきれいなトイレを好みます。食事の場所とは離し、毎日きれいに掃除しましょう。



飼い主とのふれあい

猫のおもちゃでたくさん遊んであげましょう。

迷子の犬や猫について

飼い主が目を離した際に、思いがけず飼い犬や飼い猫がいなくなってしまうというお問い合わせが多く寄せられています。「室内飼いだから」と安心せずに注意することが大切です。

また、身元表示がされていないと、保護されても飼い主に連絡を取ることができません。

普段から飼い犬や飼い猫が迷子にならないように管理することはもちろん、鑑札、迷子札やマイクロチップなど身元表示をしておきましょう。

身元表示をしましょう



ペットを飼っている方へ ～ペットの飼い方を改めて確認しましょう～

犬を飼っている方へ

散歩のルール



◆排泄物の処理をしましょう

犬が公共の場所等で排泄してしまった場合は、尿は水で流し、糞は持ち帰ることが条例で定められています。

◆ノーリードの散歩はやめましょう

よくしつけられた犬や小さな犬でも「犬が苦手」、「犬がこわい」と思う方がいます。散歩をするときは、リードで繋ぐことはもちろん、犬のとっさの行動に対応できるよう、リードは短めに持ちましょう。長さが伸び縮みするリードは、短めに固定することが大切です。

啓発看板の配付

保健所ではマナー啓発看板を配付しています。詳しくはこちら↓をご覧ください。



八王子市ホームページ
「ペットの飼い主はマナーを守って」

犬の登録・狂犬病予防注射

登録や届出、狂犬病予防注射の接種、鑑札と注射済票の着用は全て法令に定められ、飼い主の皆さんに義務付けられています。

◆登録と届出

犬を飼い始めたら30日以内に登録と鑑札の交付を受けてください。

また、次のようなときも届出が必要です。

- 住所や飼い主などに変更があったとき
- 飼い犬が亡くなったとき
- 飼い犬が人にケガをさせたとき

手続き場所・手数料はこちら



八王子市ホームページ
「犬を飼っている方の必要な手続き・義務」



◆狂犬病予防注射

狂犬病は、犬だけではなく、人を含めすべての哺乳類がかかり、人が発症するとほぼ100%死亡する恐ろしい感染症です。

毎年4月1日から6月30日までに、狂犬病予防注射と注射済票の交付を受けましょう（今年度に限り、12月31日まで）。注射済票の交付には、獣医師から発行される狂犬病予防注射済証の提示が必要です。

◆鑑札と注射済票の着用

鑑札と注射済票は必ず着けましょう。

災害に備えて

災害はいつ起こるかわかりません。
ペットの安全を守るために、日頃から準備しておきましょう。

できていますか

- 鑑札、注射済票、迷子札、マイクロチップの装着
- 健康管理(ワクチン接種、ノミ予防等)
- 避難先、避難経路の確認
- 知人等一時預かり先の確保
- ケージトレーニング
- 鳴き声、トイレなどのしつけ

ペット用の避難用品の準備

- 常備薬
- フードと水(1週間分)、食器
- ケージ、リード、ハーネス等係留用品
- トイレ用品
- 飼い主と一緒にの写真、愛犬手帳

災害対策の詳細はこちら



八王子市ホームページ
「ペットの災害対策」



最後に…地域猫活動をご存知ですか

猫の糞尿、鳴き声、いたずら、野良猫が子猫を生んでしまった…保健所には野良猫にお困りの方からのお問い合わせが多く寄せられています。保健所では、地域のみなさんが協力し合い、地域で猫を管理し、不妊去勢手術を行い、野良猫による被害を減らす地域猫活動を推奨しています。

一代限りの命を全うさせることで、飼い主のいない猫の数が徐々に減っていくことになります。

～ 飼い主のいない猫に餌をあげている方へ～

飼い主のいない猫に餌を与えていながら、不妊去勢手術や糞尿の管理などをしないで放っておくと、猫たちによる被害が目立つようになるだけでなく、子猫が生まれ、さらに猫が増えてしまいます。無責任な餌やりはやめましょう。



取り組み例

1 地域での話し合い

地域で問題になっていることを整理します。

2 情報集め

猫の数、性別、餌場などの情報を集め、現状を把握します。

3 ルールづくり

餌場やトイレの設置・管理、周辺の清掃などのルールや役割を決めます。

5 その後の管理

管理を継続し、回覧板や掲示板などで活動状況を周知します。

4 不妊去勢手術

動物病院で手術を行います。耳にV字カットなどを施すと手術済みの目印になります。

保健所もご協力します

- 地域の方へ、活動方法の説明や助言
 - 不妊去勢手術を目的とした捕獲器の貸出し
 - 不妊去勢手術費用の一部を助成
- その他、猫避け方法のご紹介や超音波式猫避け器の貸出しを行っています。

地域猫活動の詳細や、
左記の詳細はこちら



八王子市ホームページ

左: 「飼い主のいない猫(野良猫)対策」

右: 「令和2年度(2020年度)飼い主のいない猫(野良猫)の不妊去勢手術助成金制度【助成額を一部変更しました】」

※令和2年度の動物講演会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となりました。ご理解のほどお願いいたします。